

～50年前からあなたのとなりに～

センター定期便
Vol.24

5月

堺市立 消費生活センター

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 (相談) 072-221-7146



5月は消費者月間です

「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

消費者月間は毎年テーマが決まっています、今年は「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする?～」です。



戸籍のフリガナの届出に関連する詐欺にご注意ください！！

改正戸籍法施行により、令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から皆様に、戸籍に記載する予定の氏名のフリガナが通知されます。

通知されたフリガナが誤っている場合は、令和8年5月25日までに届出をする必要があります。

**フリガナの届出に当たって
法務省や市区町村に金銭を支払うよう
要求することはありません**

重要!

✓ 届出に手数料はかかりません！

✓ 届出しなくても罰則はありません！

手数料の
支払い？

困ったとき、悩んだときは消費生活センターへ

ココが

堺市立 消費生活センター



(旧ツイッター)やってます！
フォローしてね！

住所 堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階(堺東駅前スグ)
電話 (相談) 072-221-7146 (事務) 072-221-7908
FAX 072-221-2796

